

最低賃金制度について

1 目的

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること（最低賃金法第1条）

2 効力

使用者は、労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない、違反については罰則が設けられている。

最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約の規定は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。（最低賃金法第5条、第44条）

3 適用労働者

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用される。

ただし、一般の労働者と労働能力などが異なる労働者については、都道府県労働局長の許可により個別に適用除外が認められている。

（注）最低賃金の適用除外を受けられる労働者は

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- ④ イ 所定労働時間の特に短い者
 - ロ 軽易な業務に従事する者
 - ハ 断続的労働に従事する者 等

となっている。

4 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」（47件、適用労働者数5,000万人）と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「産業別最低賃金」（249件、適用労働者数400万人）の2種類が設定されている。

なお、使用者は、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。(最低賃金法第7条)

5 最低賃金の決定方式

最低賃金の決定方式には、大きく分けて、「審議会方式」と「労働協約拡張方式」の2つがあり、審議会方式の最低賃金については、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類がある。

現在、最低賃金のほとんどは審議会方式によって決定されている。

(1) 審議会方式による最低賃金

①地域別最低賃金

地域別最低賃金は、都道府県労働局長が決定を必要と認める場合に、地方最低賃金審議会の意見を聴いて決定する。(最低賃金法第16条)

②産業別最低賃金

産業別最低賃金は、関係労使の申出を契機として、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定(改正)の必要性を中央又は地方の最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)に諮問し、必要との意見が出された場合に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会の意見を聴いて決定する。(最低賃金法第16条の4、第16条)

(2) 労働協約拡張方式による最低賃金

労働協約に基づく最低賃金は、一定の地域内の同種の労働者及びその使用者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で、労働協約の締結当事者である労働組合又は使用者の全部の合意による申請があったときに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、最低賃金審議会の意見を聴いて、当該協約における賃金の最低額の定めに基づき、協約のアウトサイダーをも含めた同種の労働者及びその使用者の全部に適用する最低賃金を決定する。(最低賃金法第11条)

6 最低賃金の決定にあたり考慮される事項

最低賃金は、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して定めることとされている。(最低賃金法第3条)

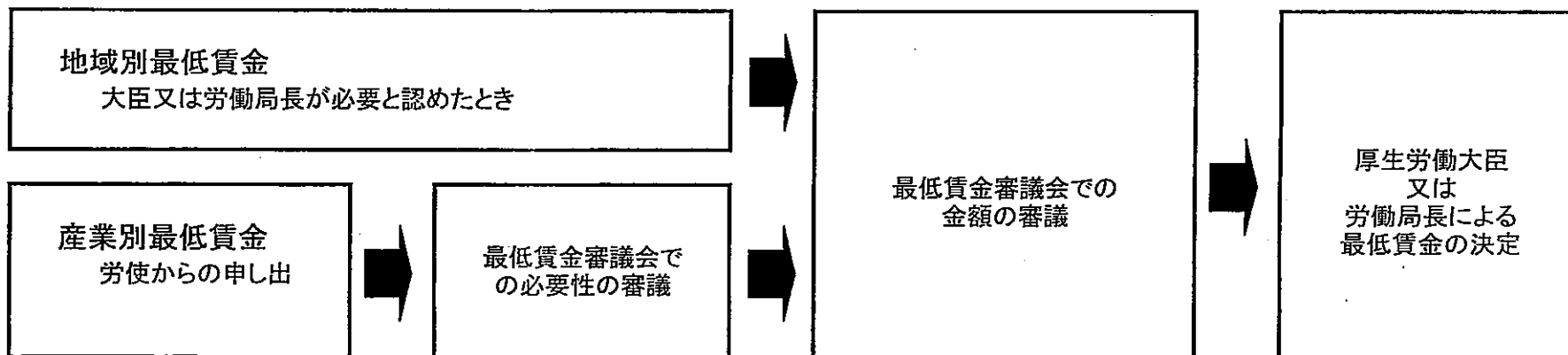
最低賃金決定の仕組み

決定(改正)の契機

審議会からの意見の聴取
(審議会の調査審議)

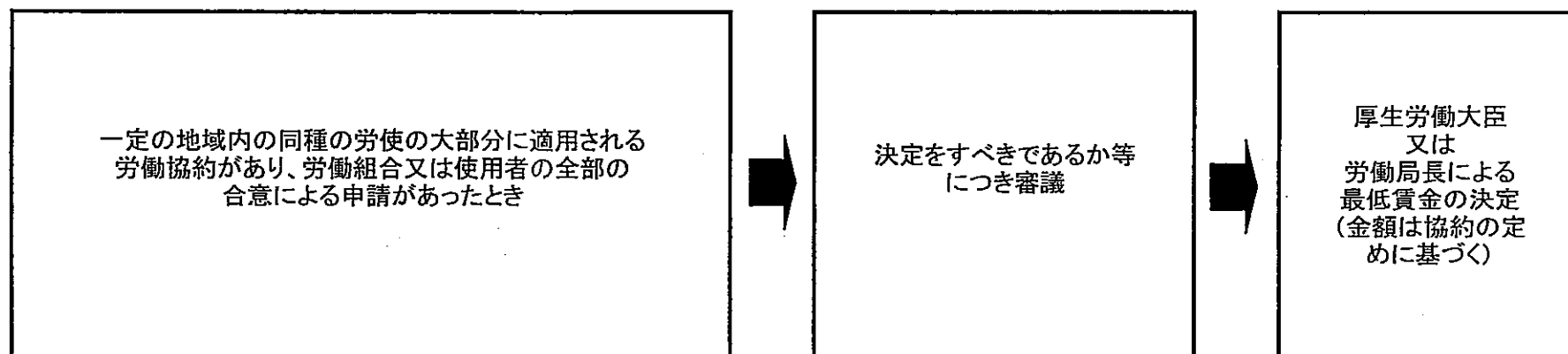
決定

審議会方式



必要性ありの場合のみ

労働協約拡張方式



平成15年度地域別最低賃金改定状況

| 都道府県名 | 最低賃金時間額(単位:円) | 発効年月日 |
|----------|---------------|-------------|
| 北海道 | 637 | 平成14年10月1日 |
| 青森 | 605 | 平成14年10月1日 |
| 岩手 | 605 | 平成14年10月1日 |
| 宮城 | 617 | 平成14年10月2日 |
| 秋田 | 605 | 平成14年9月30日 |
| 山形 | 606 | 平成15年10月1日 |
| 福島 | 610 | 平成14年10月1日 |
| 茨城 | 647 | 平成14年10月1日 |
| 栃木 | 648 | 平成14年10月1日 |
| 群馬 | 644 | 平成14年10月1日 |
| 埼玉 | 678 | 平成14年10月1日 |
| 千葉 | 677 | 平成14年10月4日 |
| 東京 | 708 | 平成14年10月1日 |
| 神奈川 | 707 | 平成15年10月1日 |
| 新潟 | 641 | 平成14年9月30日 |
| 富山 | 644 | 平成14年10月1日 |
| 石川 | 645 | 平成14年10月1日 |
| 福井 | 642 | 平成14年10月1日 |
| 山梨 | 647 | 平成14年10月1日 |
| 長野 | 646 | 平成14年10月1日 |
| 岐阜 | 668 | 平成14年10月1日 |
| 静岡 | 671 | 平成14年10月1日 |
| 愛知 | 681 | 平成14年10月1日 |
| 三重 | 667 | 平成14年10月1日 |
| 滋賀 | 651 | 平成14年9月29日 |
| 京都 | 677 | 平成14年10月1日 |
| 大阪 | 703 | 平成14年9月30日 |
| 兵庫 | 675 | 平成14年9月30日 |
| 奈良 | 647 | 平成14年10月1日 |
| 和歌山 | 645 | 平成14年10月1日 |
| 鳥取 | 610 | 平成14年10月1日 |
| 島根 | 609 | 平成14年10月1日 |
| 岡山 | 640 | 平成14年10月1日 |
| 広島 | 644 | 平成14年10月1日 |
| 山口 | 637 | 平成14年10月1日 |
| 徳島 | 611 | 平成14年10月1日 |
| 香川 | 619 | 平成15年10月1日 |
| 愛媛 | 611 | 平成14年10月1日 |
| 高知 | 611 | 平成14年10月1日 |
| 福岡 | 644 | 平成15年10月19日 |
| 佐賀 | 605 | 平成14年10月1日 |
| 長崎 | 605 | 平成14年10月6日 |
| 熊本 | 606 | 平成14年10月1日 |
| 大分 | 606 | 平成14年10月1日 |
| 宮崎 | 605 | 平成14年10月1日 |
| 鹿児島 | 605 | 平成14年10月1日 |
| 沖縄 | 605 | 平成15年10月1日 |
| 全国加重平均 | 664 | - |
| (参考) | | |
| 産別最賃加重平均 | 756 | - |

最低賃金の水準について

1 地域別最低賃金と所定内給与（時間当たり）との関係

| | | |
|------------------|---|--------|
| ①地域別最低賃金（全国加重平均） | : | 664円 |
| ②一般労働者の所定内給与 | : | 1,820円 |
| ③パートタイム労働者の所定内給与 | : | 915円 |

◎一般労働者、パートタイム労働者の所定内給与に対する割合

| | | |
|------------------|---|--------------|
| ・対一般労働者（①／②） | : | <u>36.5%</u> |
| ・対パートタイム労働者（①／③） | : | <u>72.6%</u> |

（注）厚生労働省「賃金構造統計基本調査」（平成15年）より試算。企業規模10人以上。

ここでのパートタイム労働者は、①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、又は②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者。

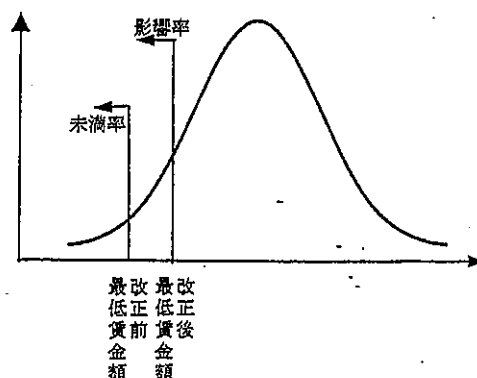
2 地域別最低賃金の未満率及び影響率

| | | |
|------|---|------|
| ①未満率 | : | 1.6% |
| ②影響率 | : | 1.6% |

（注）「未満率」とは最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者割合。「影響率」とは最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合。

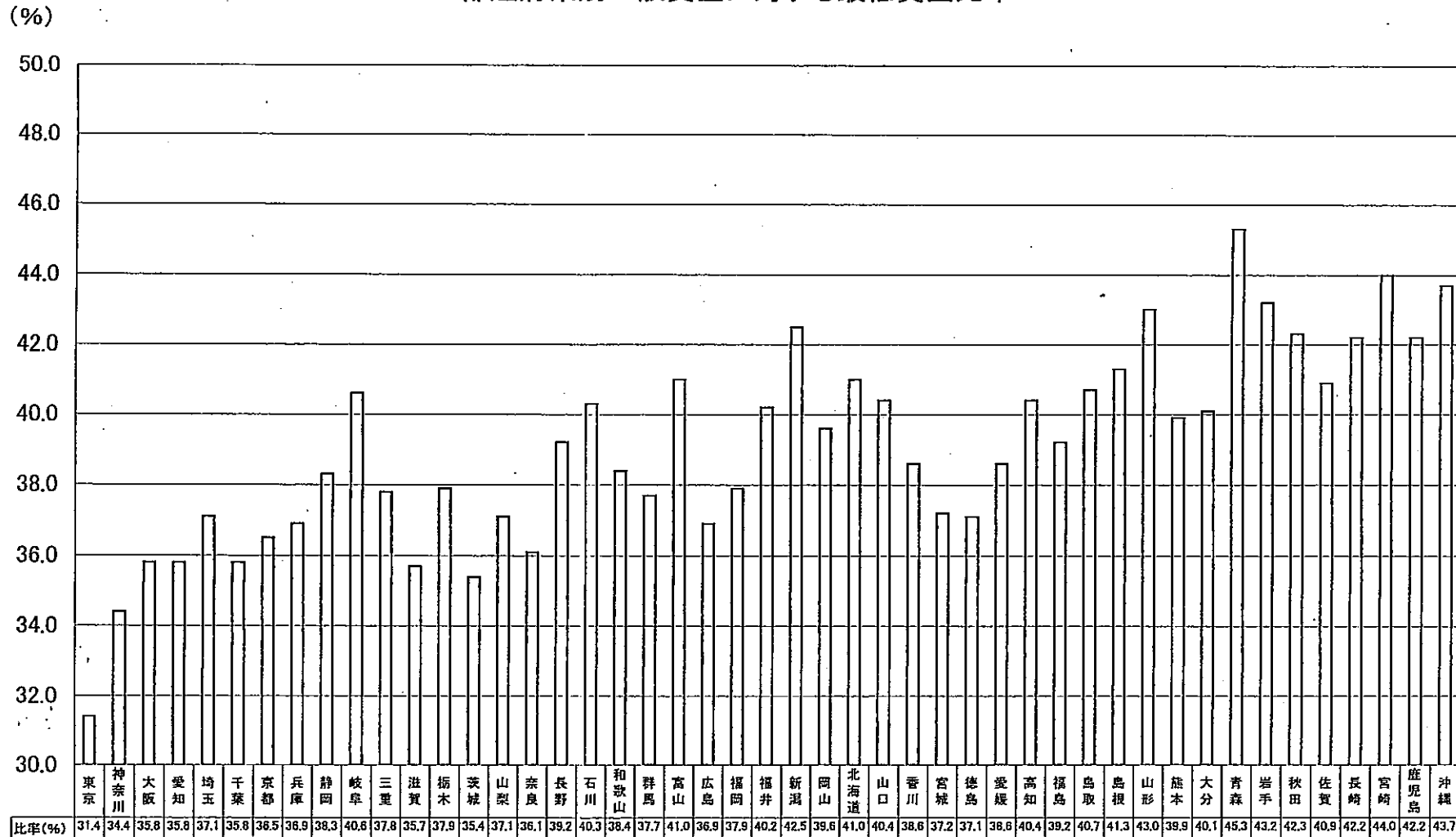
未満率、影響率の試算に当たり、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（事業所規模：製造業100人未満、卸・小売業、飲食店及びサービス業30人未満）を利用している。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

都道府県別一般賃金に対する最低賃金比率



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査（平成15年）」

注) ・ここでの最低賃金比率は、各都道府県ごとの地域別最低賃金額を企業規模10人以上の労働者の1時間あたりの所定内給与で割ったもの(%)

・都道府県は、地域別最低賃金の金額が高いものから順に左から右に並べている。